

前回審査会（令和 4 年 1 月 17 日）における指摘事項及び都市計画決定権者の見解
 （東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書（変更））

番号	指 摘 事 項	都市計画決定権者の見解
大気質		
1	<p>アスベストについては、解体工事中や廃棄物運搬時における飛散、流出防止対策の徹底の配慮が必要である。</p> <p>方法書についての愛知県知事意見に対する都市計画決定権者の見解（準備書 p361）における「建築物及びプラントのアスベストの存在について、設計図等の建設時の資料で存在していないことを確認しています」との記載について、壁材等に確実にアスベストが存在していないと言えるのか。（長田委員）</p>	<p>本事業において解体する既存建築物について、アスベストの存在を調査したところ、一部の外壁、内壁及び天井においてクリソタイル、アモサイトの含有が準備書作成後に判明しました。解体工事の施工及び廃棄物の運搬にあたっては、ダイオキシン類と同様に関係法令等に基づく適切な飛散・流出防止対策を講じます。</p>
動物		
2	<p>都市計画決定権者の説明では、「ニホンイシガメの生息が確認された池の護岸の構造から、改変する緑地を利用できる状況ではなく、緑地を改変することによる大きな影響はない」とのことであるが、その旨の説明を準備書に記載すべきではないか。（橋本委員）</p>	<p>ニホンイシガメの生息が確認されている池の周辺には、事業により改変される緑地が存在しますが、池の護岸が急傾斜となっており、ニホンイシガメがこの緑地を利用できる状況ではないことから、改変による大きな影響はないと評価しています。</p> <p>準備書では、ご指摘のとおり上記の説明が記載されていないので、評価書において追記します。</p>
3	<p>ヒメタイコウチの生息が確認されている池の付近などに臨時に資材が置かれ、知らない間に生息環境が壊れることがないように、工事業者との意思疎通をしっかりと図っていただきたい。（塚田委員）</p>	<p>ヒメタイコウチの生息が確認されている池の付近では事業による改変の予定はありませんが、事業の実施にあたっては、池の付近などに資材を置くことがないように工事業者に注意喚起を行い、生息環境の変化が生じないようにします。</p>

その他	
4	<p>事業面積が当初の計画よりも縮小し、敷地内で新設のごみ処理施設を収めるということなので、時間的・空間的に非常に厳しい建設工事になる。それに対する住民の不安や具体的な疑問点などを解消していくようなことを心掛けるべきである。（義家委員）</p> <p>限られた現施設敷地内で、既存施設の稼働に支障なく施工する必要があり厳しい工事となりますが、安全で効率的な施工計画を策定し、時間的・空間的にも無理のない建設工事を行っていきます。</p> <p>具体的には、工事用車両とごみ搬入車両の動線を分離して車両の錯綜に配慮するとともに、家庭ごみ持込みの予約制を導入して周辺の渋滞対策を行います。</p> <p>また、工事着手前に地元住民に向けて、説明会や回覧・案内文等にて工事についての周知を図り、不安や疑問点の解消に努めます。</p>